

新型コロナウイルス感染症に係る 休業補償給付について

**令和5年5月8日以降に陽性が確認された場合は、
休業の必要性に関する医師の証明が必要となります。**

令和5年5月8日以降は新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられたことで、発熱外来に限られていたコロナ患者受け入れ医療機関の制限がなくなったことから、**令和5年5月8日以降に陽性が確認されて療養のために休業が必要となった場合は、休業補償給付支給請求書に医師の証明が必要**となります。

具体例

(問) 令和5年5月3日に発熱や咳などの症状が出たので、連休明けの5月8日以降休業し5月9日に医療機関を受診してPCR検査を受けたところ、5月10日に検査結果が陽性となった。5月3日から休業補償が受けられるか。

(答) 令和5年5月3日からは休業補償は受けられません。

令和5年5月8日以降に陽性が確認された場合にあたりますので、休業補償給付支給請求書に医師の証明が必要となります。監督署の調査の結果、業務により感染したことが明らかである場合は、発病年月日は初診日（5月9日）となり、休業補償が受けられる期間の初日も5月9日となります。

なお、**医療機関を受診せずに、薬事承認された検査キットで陽性が確認されたため自宅で静養した場合については、休業補償給付の支給要件（療養（診察等）を受けていること）を満たさないため、休業補償給付を受けることができません。**

▶ 具体的な相談につきましては、下記労働基準監督署等へお願いします。

和歌山労働基準監督署 労災第一課・第二課 073-407-2202

御坊労働基準監督署 労災課 0738-22-3571

橋本労働基準監督署 労災課 0736-32-1190

田辺労働基準監督署 労災課 0739-22-4694

新宮労働基準監督署 労災課 0735-22-5295

和歌山労働局労働基準部 労災補償課 073-488-1153

和歌山労働局労働基準部労災補償課